

寒川町告示第66号

令和6年度国民健康保険料の料率及び減額を次のとおり決定したので、寒川町国民健康保険条例（昭和34年寒川町条例第8号）第16条第3項、第16条の6の6第3項、第16条の11第3項、第20条第2項並びに第20条の3第2項及び第5項の規定により告示する。

令和6年6月3日

寒川町長 木村俊雄

1 一般被保険者に係る基礎賦課額（医療分）の保険料率

（1）所得割	100分の5.50
（2）被保険者均等割	21,700円
（3）世帯別平等割	
ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	19,700円
イ 特定世帯	9,850円
ウ 特定継続世帯	14,780円

2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の保険料率

（1）所得割	100分の2.60
（2）被保険者均等割	10,900円
（3）世帯別平等割	
ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	9,800円
イ 特定世帯	4,900円
ウ 特定継続世帯	7,350円

3 介護納付金賦課額（介護分）の保険料率

（1）所得割	100分の2.20
（2）被保険者均等割	10,500円
（3）世帯別平等割	7,200円

4 基礎賦課額（医療分）の減額

（1）条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）	
ア 被保険者均等割	15,190円
イ 世帯別平等割	
（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	13,790円
（イ）特定世帯	6,900円
（ウ）特定継続世帯	10,350円

(2) 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）

ア 被保険者均等割	10,850 円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	9,850 円
(イ) 特定世帯	4,930 円
(ウ) 特定継続世帯	7,390 円

(3) 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）

ア 被保険者均等割	4,340 円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	3,940 円
(イ) 特定世帯	1,970 円
(ウ) 特定継続世帯	2,960 円

5 後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の減額

(1) 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）

ア 被保険者均等割	7,630 円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	6,860 円
(イ) 特定世帯	3,430 円
(ウ) 特定継続世帯	5,150 円

(2) 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）

ア 被保険者均等割	5,450 円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	4,900 円
(イ) 特定世帯	2,450 円
(ウ) 特定継続世帯	3,680 円

(3) 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）

ア 被保険者均等割	2,180 円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	1,960 円
(イ) 特定世帯	980 円
(ウ) 特定継続世帯	1,470 円

6 介護納付金賦課額（介護分）の減額

(1) 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）

ア 被保険者均等割	7,350 円
イ 世帯別平等割	5,040 円

(2) 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）

ア 被保険者均等割	5,250 円
イ 世帯別平等割	3,600 円

(3) 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）

ア 被保険者均等割	2,100 円
イ 世帯別平等割	1,440 円

- 7 基礎賦課額（医療分）の未就学児の被保険者均等割額の減額
- (1) 条例第20条の3第1項に規定する減額（5割減額） 10,850 円
 - (2) 条例第20条の3第3項に規定する減額
 - ア 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）後の減額（5割減額）
3,260 円
 - イ 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）後の減額（5割減額）
5,430 円
 - ウ 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）後の減額（5割減額）
8,680 円
- 8 後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の未就学児の被保険者均等割額の減額
- (1) 条例第20条の3第1項に規定する減額（5割減額） 5,450 円
 - (2) 条例第20条の3第3項に規定する減額
 - ア 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）後の減額（5割減額）
1,640 円
 - イ 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）後の減額（5割減額）
2,730 円
 - ウ 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）後の減額（5割減額）
4,360 円